

## 第22課 法人その3 法人の能力（続き）

法人の行為と行為能力について考えてみよう。

自然人については、権利能力（つまり、権利義務の主体となる資格）と行為能力（実際に権利を得たり、義務を負ったりする行為をする能力）の範囲には明らかな差異があるが、法人については、もともとその目的の範囲でしか権利能力が認められない（つまり、もともと目的の範囲内でしか、権利義務の主体となる資格がない）ため、権利能力の範囲は行為能力の範囲と同じである。

それでは、「**法人の行為**」とは何であろうか。法人は、自然人と違い、物理的な存在ではなく、観念的な存在に過ぎないため、法人自身が手足を動かしたり、ものを言ったりすることはもちろんできない。したがって、法人が行為をするときは、常に法人の代表者である理事や代表取締役などの自然人を通じて行為をすることになる。そして、通説である法人実在説の立場に立てば、この代表者の行為が、すなわち法人の行為であるということになる。このように、法人は、代表者を通じてこそ契約を締結し、それを履行するなどの行為が可能となるのである。

それでは、法人は不法行為をすることは可能であろうか。法人は、定款などで定められた範囲でしか行為ができない、となると、法人が不法行為をする、ということは考えられないことになる。不法行為を目的とする法人などというものは誰も設立しないであろうし、設立しようとしても許されないからである。

しかし、法人の代表者がその職務中に他人に不法行為による損害を与えた場合、法人は不法行為をすることは不可能なのだから、法人には賠償責任はないとすると、結果的に不当な結果になりかねない。そこで、民法はその第44条第1項において、法人に対し、理事などが職務中に他人に加えた損害を賠償する責任を負わせている。ただ、この民法第44条第1項の規定が、**法人の不法行為能力**を正面から認めたものなのか、それとも、単に法人に対して他人の責任、つまりこの場合には理事などが個人的に負うべき責任の肩代わりをさせているものなのかは、法人実在説と法人擬制説及び法人否認説との間で説明が異なる。実在説では法人の不法行為能力を認めていることになり、擬制説や否認説では、この規定は法人に理事らの責任を肩代わりすることを求めたものであると理解するわけである。

## 重要語句

### a 法人の行為

本文では、法人実在説に立って説明しているのので、理事などの代表者の行為がそのまま法人の行為であると理解することになる。しかし、法人擬制説あるいは否認説の立場からは、法人は、法により擬制された権利義務の主体に過ぎないため、自ら行為をすることはできず、理事などが代理人として行為をし、その効果が法人に帰属するという説明をすることになる。

### b 法人の不法行為能力・不法行為責任

本文で説明したように、法人の不法行為能力については、見解の相違があるが、いずれにしろ、法人に不法行為責任を負わせるについては、民法第44条所定の要件が必要である。これらを挙げてみると、

#### ア. 行為が法人の代表機関（理事など）の行為であること

代表機関の行為でなければならない。代表機関でない者、たとえば単なる従業員などの行為に関しては、法人は別途、使用者責任（民法715条）を負う。

#### イ. 「職務を行うにつき」、他人に損害を加えたこと

「職務を行うにつき」とは、代表機関がその資格をもって、法人の業務を執行するに際しした行為（職務行為）を意味するが、ある行為が職務行為に属するか否かの判断は実際には微妙なことが多い。

しかし、日本の実務・学界は、職務行為の範囲を広く解釈する方向に向かっている。

#### ウ. その代表機関の行為が不法行為（民法第709条以下）の一般的要件を具備すること

不法行為責任を問う以上、その行為が不法行為の要件を満たさなければならないことは当然である。すなわち、故意又は過失の存在、権利侵害があったこと、損害が発生したことが必要である。

不法行為一般については、後の課で詳しく取り扱う。